

TC フォーラム研究報告 2026 年 3 号 石村耕治「日米での富裕課税論議」

TC フォーラム研究報告 2026 年 3 号(2026 年 1 月 22 日版) ©Koji Ishimura 2026

わが国でスタートした富裕層ミニマム税、 アメリカで活発化する富裕税導入論議 ～富裕層ミニマム課税か、租特の「整理」か？

Japan Enacts Minimum Wealth Tax
Amid Rising U.S. Wealth Tax Debate
Minimum Wealth Taxes or Tax Expenditure Reforms?

石 村 耕 治
(TC フォーラム代表委員/白鷗大学名誉教授)

《目次》

◎はじめに

I 富裕税は「公平」目標達成のけん引役か: 論点整理

1 アメリカでの富裕税(法)案の展開

- (1) アメリカの富裕税(法)案の論点整理
- (2) 富裕税の所在

2 富裕層ミニマム税の所在

～「租特」是正にミニマム税？ 税制を「複雑」にする愚策では？

- (1) わが国の富裕層ミニマム課税

- (2) 減税ポピュリズムと租特/租税歳出の時限化の徹底

II アメリカの 富裕税導入論の背景と提案

1 ウオーレン議員の富裕税法案

2 サンダース議員の富裕税法案

2 「未実現税留保口座(ULTRA/ウルトラ)」とは何か

3 ビリオネア(億万長者)所得税モデル

- (1) ビリオネア(億万長者)所得税モデルの概要

- (2) 「所得」概念のパラダイムシフト

III 富裕税を拒む連邦の憲法事情

1 連邦憲法に定める「直接税」の原意

- (1) 連邦憲法にいう「直接税」とは

- (2) ウオーク・リベラル派富裕税(法)案の憲法適合性

2 未実現利益課税をめぐる最高裁判決の推移

- (1) アイズナー 対 マコンバー事件判決

(2) ヘルヴァリング 対 ブルーン事件判決

(3) ムーア 対 合衆国事件判決

IV カリフォルニア州での富裕税導入の動向

1 頓挫した加州富裕税法案(AB259 法案)

2 加州憲法には連邦憲法のような制限規定はないのか

3 加州 2026 年ビリオネア税法(住民投票提案 25-0024 号)

4 加州富裕課税の功罪

◎むすび～富裕税の罠

◎はじめに

わが国は、アメリカの代替ミニマム税(AMT=alternative minimum tax)に倣い、「富裕層ミニマム課税」を導入した。富裕層ミニマム課税は、富裕層(年間 3.3 兆円超)を対象に、通常の所得税とは別に、毎年、追加課税をするものである。税の「公平」を確保しようというのが狙いである。

富裕層ミニマム課税は、2025 年(令和 7 年)分の個人の所得からはじまった。正式名称は「特定の基準所得金額の課税の特例」(租税特別措置法第 41 条の 19/極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)である。超富裕層の所得に対する最低税率が 22.5%となるまで課税額を上乗せする仕組みである¹。富裕層は概して「租特」、つまり税の優遇/特例措置(いわゆる「租税歳出」)の恩恵を受けていることが多いことから、通常の所得税とは別途に最低限の税負担(ミニマムタックス)を求める仕組みである。

ちなみに、2026(令和 8)年度税制改正の大綱において、富裕層ミニマム課税の強化するために、非課税枠を 3.3 億円から 1.65 億円へと引き下げ、税率を 22.5%から 30%へと引き上げる改正が予定されている(大綱一 4(1)参照)。

一方、アメリカでは、1969 年という早い時期に「代替ミニマム税(AMT)」を導入している。一部の高所得者が多くの税控除や優遇措置/租税歳出を活用して、ほとんど税金を納めていなかったことに端を発している。その対策として導入された AMT は、一定以上の所得をあげた納税者に対し、通常の所得税とは別に、最低限の税負担を義務づける仕組みとなっている。

¹ See, Robin Morgan, "Are There Differences Between Wealth and Income Taxation? Yes, but Less Than We Think," 76 Tax L. Rev. 325 (2023); Jason Nadboy, "Taxing Wealth: A Comparative Analysis of National Wealth Taxes and How a Federal Wealth Tax Can Overcome Administrative challenges," 7 Cardozo Int'l & Comp. L. Rev. 275 (2024). 邦文の文献としては、山口和之「富裕税をめぐる欧州の動向」ファイナス (2015年5月号)。

富裕層ミニマム課税の特徴は、税制における「公平」を確保することにある。しかし、このミニマム税は、税制における「公平」確保のプラス面よりも税制を「複雑」にするマイナス面の方が大きいとの指摘がある。税制における「簡素」の理念や目標は、完全に背後に追いやられているからである。求められるのは、富裕層ミニマム課税ではなく、租特/租税歳出の整理(廃止)による、「簡素」な税制確立ではないか。

政治は、通常税制を維持しながら、その一方で、特定納税者に有利な措置、すなわち「租特」(租税特別措置/租税歳出)を次々と通常税制に組み込む。租特は当然肥大化する。しかし、整理は政治的に難しい。となると、「透明化」を掲げて「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(いわゆる租特透明化法)を制定し、お茶を濁す。そして、今度は、「公平」の“ニンジン”をぶら下げて、富裕層ミニマム課税を建増しする。こうした政治の姿勢が、税制構造を危険なほど「複雑」にしている²。

しかも、代替ミニマム税(AMT)は所得税の補完的な制度にすぎない。この対応では超富裕層に対する十分な課税が実現されていない、との批判がある。とりわけ、富裕層に対しては、別途「富裕税(wealth tax)」を課すべきであるとの主張が強まっている。なかでも、富裕層が保有する純資産(総資産額から負債額を差し引いた額)を課税対象とする「富裕税(net wealth tax)」を導入すべきだとする声が議論の中心となっている。

アメリカでは、“超大金持ちはもっと税金を払うべきだ”とするポピュリズム増税の動きのなかで、「富裕税」の導入を含む税制改革案が次々と提案されている。これらの提案は、連邦レベルのものにとどまらず、州レベルではカリフォルニア州が唯一、富裕税の導入について本格的な議論を進めている。

アメリカで論じられている主要な富裕税は、大きくわけて 4 種類ある。いずれも、連邦議会民主党ウォーク・リベラル(意識高い系進歩派/Woke liberal)が提案している。「経済格差」の是正、税制における「公平」の原則/目標を達成するのが狙いである。

①「ウルトラ・ミリオネア税(Ultra-Millionaire Tax/超大金持ち税)」モデル：個人が保有する金融資産や有形資産などから負債を差し引いた純富裕(資産)に法定税率をかけて算定し、申告納付する制度設計である。富裕税(純富裕税/net wealth tax)である。エリザベス・ウォーレン(Elizabeth Warren)上院議員の提案である。

②既存の税法(IRC/内国歳入法典の所得税規定)に継ぎ足すモデル：所得課税ベースとなる資産の評価を、これまでの実現基準から発生基準にかえて、未実現キャピタルゲイン(含み益)にも毎年通常税率で課税する制度設計である。バーニー・サンダ

² 租特/租税歳出概念について詳しくは、See, Stanley S. Surrey, *Pathway to tax reform: the concept of tax expenditures* (1973, Harverd U.P.). 邦語での紹介としては、石村耕治「租税歳出概念による租税特別措置の統制」『アメリカ連邦財政法の構造』(1995 年、法律文化社) 所収参照。なお、「tax expenditure」については、「租税支出」、「租税経費」の邦訳もある。

ース (Bernie Sanders) 上院議員が提案している。「極端な富への課税 (Tax on Extreme Wealth)」案である。

ほかに、③「未実現税留保口座 (ULTRA/ウルトラ)」モデル、④「ビリオネア (億万長者) 所得税 (BIT)」モデルがある。

仮にこれらの富裕税導入モデルが実現したとしても、連邦の場合は、富裕税を拒む連邦憲法の高い壁がある。憲法課税をしない限り、連邦最高裁判所が違憲立法だということでこの種の富裕税を認めない可能性もある。

加えて、こうした富裕税が、真に税制における「公平」に資するのか懐疑的な声もある³。富裕税は、あがる税収額に比べ税務執行や納税協力面 (とりわけ資産評価) でのトラブルが多く、コストパフォーマンス (コスパ) が良くないからである。

アメリカにおける今日の富裕税導入論議は、とりわけ課税ベースとなる資産 / 富裕額の評価を、実現基準から、発生基準に転換することを重視する形で展開されている。ただ、一連の議論では、現実 (実務) よりも理想 (理論) を先行させ、発生基準への転換に伴い生じる問題の深刻さが表に出ないようにして進められているきらいがある。

「発生した未実現ゲイン (unrealized actual gain)」に対して適正な評価 (fair valuation)に基づいて毎年課税するのは、「帰属所得 (imputed income)」に課税することを意味する。こうした課税は、机上で考えるほどたやすくない。

確かに課税における発生基準の採用は、「公正」な課税につながる。しかし、資産の価額評価というとつもない困難さを伴うわけである。まじめに議論し出すと、税務行政や納税協力の面で收拾のつかない大問題になりかねない。ということは、発生基準への転換が正夢になれば、「公平」目標の達成には近づくが、「簡素」、「効率」目標はとても遠い存在になってしまいかねないわけである。

今日、経済のグローバル化と国境を越えるサイバーエコノミーの拡大はかつてない速度で進んでいる。加えて、生成 AI やフィジカル AI の発展によって、人間の頭脳労働や肉体労働が代替される領域は確実に広がっている。こうした状況のもとで、一国が単独で富裕税を導入したり、富裕層への課税を強化したりすることには、さまざまな負の影響が心配される。

第一に、富裕層の投資意欲が低下し、結果として雇用の不安定化、貧困化を招く可能性がある。第二に、資産の移動が容易なデジタル資産や国際的な金融商品を保有する富裕層が、重税を回避するために資本 / 資産を国外へ移す「キャピタルフロー」が加速するおそれがある。第三に、富裕層がより有利な税制を求めて国外へ移住する「タックスイミグレーション」も活発化しかねない。

³ See, e.g., PROUD TO PAY MORE [Proud to Pay More](#)

加えて、暦年課税の富裕税は、資産保有税の性格を有し、現行の一生に一回の資産移転税(wealth transfer tax/資産の移転時にかかる相続税・贈与税)との整合性も問われる。

ドイツやフランスなど多くの国が富裕税を導入したものの、その後廃止・縮小した。富裕税の成功例はあまりない。日本も 1950 年に富裕税を導入したが、53 年に廃止した。

【表 1】日本における富裕税改廃の歴史

導入:1950 年	「富裕税法」制定。戦後の財政再建と富の再分配を目的に導入。 課税対象は個人の純資産(不動産・株式・預貯金など)で、年 1 回課税。
廃止:1953 年	しかし 3 年で廃止。徴税コストの高さ、納税協力(とりわけ資産評価)の困難さ、納税者の反発などが理由。その後は相続税や固定資産税など、間接的に富に対する課税強化で対応。

2018 年に出された『OECD における純富裕税の役割と制度設計 (The Role and Design of Net Wealth Taxes in the OECD)』によると、1990 年には 12 か国が富裕税を導入していた。しかし、2017 年には 4 つ(資料によっては 2 つ)の OECD 加盟国が導入しているに過ぎない⁴。

北欧諸国などでは、税制における「公平」を重視し、累進課税を強化してきた。その結果、とりわけ国民の投資意欲が低下し、経済の停滞が心配された。この状況を開ける手段として導入されたのが「二元的所得税(DIT=dual income tax)」制度である。

この制度導入の背景には、「ゆりかごから墓場まで」を掲げた国家による過度な保護、いわゆる“ナニーステート(nanny state/過保護国家)”政策や、EU(欧州連合)の拡大に伴う“一国社民主義”的限界が見えはじめたことがある。経済のグローバル化に伴う市場競争の促進や資本主義の健全な発展を図るという政策の方向転換があった。

二元的所得税(DIT)は、勤労所得に対しては累進課税を維持しつつ、投資所得には一律の低比例税率を適用する制度である。これにより、投資活動を促進し、経済の活性化を図ることが目的とされた。結果として、富裕層への課税を強化するというよりも、むしろ富裕層の資産運用を後押しする税制となっている。公平性と効率性のバランスを模索した制度設計である⁵。

⁴ https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2018/04/the-role-and-design-of-net-wealth-taxes-in-the-oecd_g1g89919/9789264290303-en.pdf

⁵ 石村耕治編『現代税法入門塾 (13 版)』(2026 年、清文社) 3.1.6 【Column 二元的

【表 2】ミニマム税(AMT)、富裕税、二元的所得税(DIT)を比べる

	ミニマム税(AMT)	富裕税	二元的所得税(DIT)
税の性格	所得税の補完税	独立した資産課税制度	所得の分類制度
税の特徴	所得(フロー)	資産/富(ストック)	所得(フロー)
目的	高所得者が租税で税負担を極端に軽くするのを防ぐため	富の集中を是正し、資産格差縮小のため	効率性と公平性の両立、資本/資産の海外逃避(キャピタルフライト)抑制のため
課税方式	通常の所得税と並行して計算し、毎年一定額以上の税負担を求める	一定額以上の純資産(総資産 - 負債)に対して毎年課税	勤労所得と金融関連所得とに分け、異なる税率で毎年課税
課税対象	一定額超の純資産に対し法定最低税率まで毎年上乗せ課税	不動産、株式、預金などの純資産価額	勤労所得(累進課税) + 金融関連所得(比率税率)
導入国	アメリカ(AMT:代替ミニマム税/個人+法人)、インド、日本(個人)など	スペイン ⁶ 、ノルウェー(過去にフランスなど) 10 数国で導入)	ノルウェー、フィンランド、スウェーデンなど

以下では、アメリカにおける「富裕税」導入の動向と、わが国における富裕層ミニマム課税の導入を交差させる形で、「富裕課税のあり方」を、税制における「公平」「簡素」「効率」の各原則・目標の観点から検討を行う。

I 富裕税は「公平」目標達成のけん引役か:論点整理

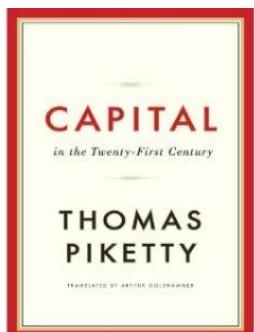
「ウエルス/wealth」という言葉は「富」、「富裕」、「資産(assets と同義)」などさまざまな邦訳ができる。また、「資本(capital)」と同義で使われることもある。ここでは、「富裕」という邦訳を優先して使う。

所得税(DIT)とは】参照。

⁶ スペインでは、2008年に一度富裕税を廃止した。しかし、その後2011年に財源確保のために富裕税を復活させた。100万ユーロ以上純資産を保有する個人に対して1~2%の累進税率で課税する。主に州の財源になっている。国内の「格差是正」ファーストか「資本/資産の海外逃避(キャピタルフライト)」防止かで揺れている。

「純富裕(net wealth)」は、総富裕(総資産/gross wealth)の価額から債務(losses)を差し引いて算定される。もちろん、富裕(資産)をどのように集約するのか[毎年、処分時などタイミング(timing)]、価額をどのように評価するのか[実現基準(realization basis)か、発生基準(accrual basis)か]などの課題が山積している。

わが国における富裕税(法)論議の多くは、ヨーロッパモデルを中心に展開されてきたきらいがある。この背景には、富裕税導入に積極的なフランスの経済学者トマ・ピケティ(Thomas Piketty)の強力な発信がある。2013 年にフランス語(英語版は 2014)に出版された彼の『21 世紀の資本(Capital in the Twenty-First Century)』⁷は世界的なベストセラーになった。



(Public use)

彼は、所得・資産格差問題への対応として、「世界的な累進資本税(global progressive capital tax)」の導入をすすめる。その理由を簡潔にまとめると、次のようにある。

【表 3】ピケティの「世界的な累進資本税をすすめる理由」とは

資本収益率は経済成長率を上回る($r > g$)。その結果、資本を多く持つ富裕層は再投資により富を雪だるま式に増やす。当然、勤労所得だけの人との格差は 21 世紀をとおして雪だるま式に拡大する。対応策を資本税に求めるべきだとする。加えて、人口減少社会ではときを経るにしたがい、前世代の形成した富が世代を超えて引き継がれる。これにより、ますます資本の不平等が拡大する。しかし、資本は国境を越えて移動するため、一国だけの課税では不十分である。国際的な協調のもとでの「世界的な累進資本税」が理想的な解決策である。ただ、グローバルな展開はユートピアの構想かも知れない。まずは EU など地域レベルでの導入からはじめるのも一案である。

ピケティ氏が唱える「資本税(capital tax)」は、個人のあらゆる資産を時価評価し、それから負債を差し引いた「純資本(net capital)」を課税ベースとするデザインであ

⁷ トマ・ピケティ著/山形浩生ほか訳『21 世紀の資本』(2014 年、みすず書房)。

る。「capital」の言葉は「資本」と邦訳されるが、「富/富裕(wealth)」の方が的確かも知れない。

「相続税」は、資産移転税で、資産の移転時にかかる 1 度限りの課税である。また、資産の処分から生じる所得(ゲイン)への課税(資産への所得課税)では、租税回避ができる。

このことから、資産保有税として、毎年、純資産に発生した未実現ゲインに時価で課税する制度設計(デザイン)も一案となる。このデザインは、税制における「公平」目標に資するようにも見える。ただ、「発生した未実現ゲイン(unrealized actual gain)」の適正な評価(fair valuation)は、机上で考えるほどたやすくない⁸。

一部の富裕層をターゲットにしたデザインの税金だから、一般納税者には、「複雑」であろうと、「効率」的でなかろうと関係なし、という見方もできる。しかし、コンプライアンス(納税協力)面での対応が「簡素」な税でないと、租税原則/税革目標とぶつかる。

1 アメリカでの富裕税(法)案の展開

この点、アメリカでは、どのような議論が展開されているのであろうか。わが国では、これまでも、アメリカの富裕税(法案)に関する議論が紹介されてきている。しかし、読者との親和感ファーストで、スーパー・フィシャルな制度紹介が多い。租税(法)理論に根差した研究は少ない。そこで、ここでは理論にも少し深くたちいって点検して見る。ちなみに、アメリカが連邦国家(federal state)であり。富裕税導入は、連邦に加え、州レベルでも論議が進んでいる。

(1)アメリカの富裕税(法)案の論点整理

アメリカにおける近年の富裕者課税(法)案[(legislative) proposals for wealth taxation]に関する主な論点を整理すると、次のとおりである。

【表 4】アメリカの近年の富裕税(法)案をめぐる主な論点

【論点①】課税ベースを、①「所得(income)」(資本的資産からの所得/capital income)とするか【現行の所得税を活用する案】、②「純富裕(net wealth)」にするか【新税導入案】

【論点②】資本的資産や富裕(富)の評価の問題: ①実現基準(realization basis)か、②発生基準(accrual basis)か

⁸ アメリカ税法から見たピケティの富裕税デザインについては、See, e.g., Brad Dillon, "Wealth Taxation in America: Policy, Problems, and Perspective, 132 J. TAX'N 07 (2020).

【論点③】課税のタイミング(timing) : ①毎課税年/定期的か、
②処分時か

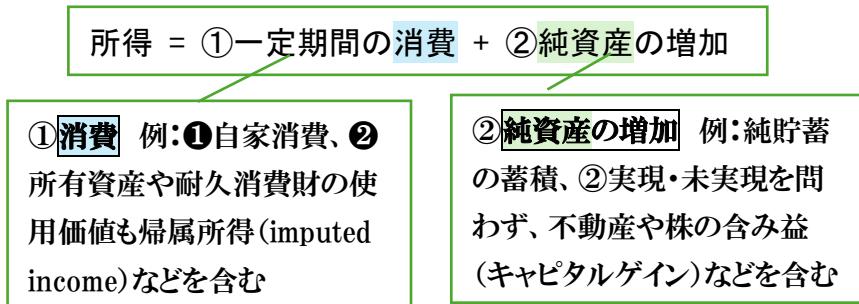
【論点④】連邦憲法下で、「純富裕税(net wealth tax)」【新税】
は、合憲か違憲か

以上のように、① 課税ベースは、①「所得(income)」(資本的資産からの所得/capital income)か、②「純富裕(net wealth)」か、どちらを選択するのか、②課税ベースにする資本的資産や富裕(富)の評価は、①発生基準(accrual basis)か②実現基準(realization basis)か、どちらを選択するのか(現行の連邦所得税制では「実現基準」を採用する。)、さらには③課税のタイミング(timing)は、①毎課税年/定期的か、②処分時か。どちらを選択するのか(現在の資本的資産への課税のタイミングは、②処分時を原則とする。)など、論点は多岐にわたる。

(2) 富裕税の所在

この課題を整理する場合に、一番に頭に浮かぶのはシャイツ-ヘイグ-サイモンズ(S-H-S)の包括的所得概念である。

【表 5】シャイツ-ヘイグ-サイモンズ(S-H-S)の所得概念イメージ



ところが、S-H-S 理論では、「債務(debt)」を測る最も適切な基準などは何かを示していない。

厳密にいって、富裕税(wealth tax)には、「資産移転税(wealth transfer tax)」【一生に一度の資産の移転時にかかる相続税・贈与税】と暦年課税の「資産保有税(net wealth tax)」がある。税制のデザイン(制度設計/tax system design)にもよるが、一般に、富裕税は、資産保有税(net wealth tax/純富裕税)をさす。つまり、ストックに対する暦年の資産課税をいう。

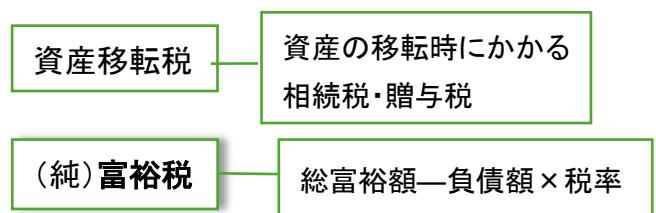
富裕税の課税対象は、個人が保有する経済的な価値を有する富裕(資産)である。総富裕額から負債額を控除した純富裕額を課税ベースにし、それに法定税率を

かけて納付税額を計算する。毎年、課税最低限を超える純富裕(資産)を有する者は、申告納税することになる。

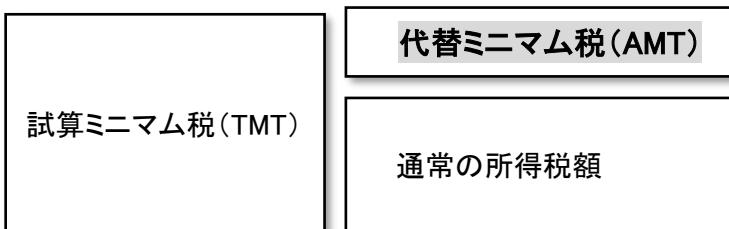
これに対して、すでに述べたミニマム税(AMT)は、フローの所得税の補完税である⁹。つまり、現行税法(IRC)に規定された所得税に継ぎ足した仕組みである。所得税ミニマム税(AMT)も富裕税も「富の集中」に対応するための租税である。外見は似ている。しかし、税の性格は大きく異なる。アメリカは、連邦所得税の創設で連邦憲法改正/加憲(修正 16 条の追加)をした歴史を有する。新税としての富裕税の創設も、憲法改正を要するのか議論が続いている。この点を捨象してアメリカの富裕税論を展開しても、まさに「木を見て森を見ない」ものになりかねない。

【表 6】 富裕税の所在

《課税対象はストック(保有)する富裕(資産)》



《課税対象がフローの所得(所得税の補完税)》



2 富裕層ミニマム税の所在

～「租特」是正にミニマム税？税制を「複雑」にする愚策では？

税の優遇措置、つまり租特/租税歳出は、税制を「複雑」にする。加えて「公平」原則ともぶつかる。一方、代替的ミニマム税(AMT=alternative minimum tax/IRC55 条)は、租特/租税歳出を利用して通常の所得税が極端に低くなるのを防ぐために追加

⁹ バイデン政権は、政権期間中に、「ビリオネア（億万長者）ミニマム所得税（BMIT=Billionaires Minimum Income Tax）」導入を提案した。現行制度で非課税となることが多い「未実現キャピタルゲイン（unrealized capital gains）」も含めて、課税最低限〔純資産が 1 億ドル（150 円換算で約 1,500 億円）〕以上の世帯に対し、最低 20% の所得税負担を求める提案である。スティーブ・コーベン（Steve Cohen）下院議員（テネシー州選出：民主党所属）らが提出した下院法案 6498（H.R.6498 - Billionaire Minimum Income Tax Act）
<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/6498>

課税し、「最低限の税負担」を確保する税制である。狙いは、富裕層(個人)や大企業(個人以外)が税制優遇を使いすぎて税金ゼロになるのを防ぐこと(back-stop to minimum tax)にある。

しかし「租特/租税歳出」を整理・廃止せずに、AMT で追加課税する。こうした対応は、税制をより「複雑」にし、「簡素」の租税原則/税革目標に著しく反する、との批判がある¹⁰。

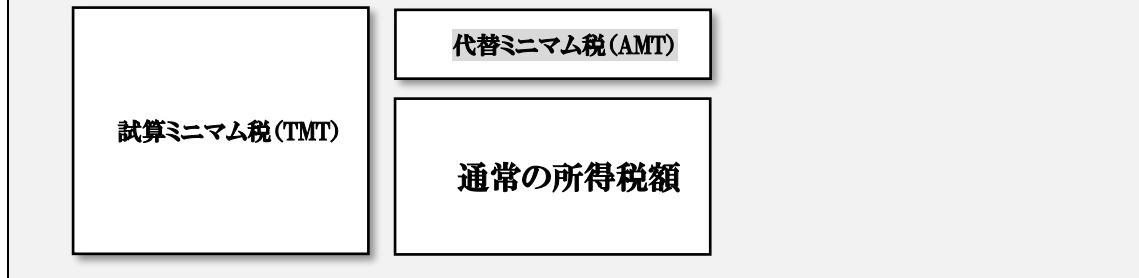
【コラム1】アメリカ連邦の代替ミニマム税(AMT)とは

《AMT 導入の経緯》

代替ミニマム税(AMT=Alternative minimum tax)は、1979 年の税制改正法で導入された。この租税(AMT)は、連邦議会が、1969 年に、より簡素で、通常の所得税額(regular income tax)に追加税率(surcharge tax rate) 10%分を加算し申告納付するアドオン(add-on)方式の簡素な租税を、「ミニマム税(minimum tax)」の名称で導入したことにはじまる。しかし、アドオン方式のミニマム税では、実質的経済所得に的確に課税できないとの批判があった。連邦議会には、「簡素」を犠牲にしても、より「公正」かつ「公平」な課税を求める動きが強かった。こうした声に押され、1979 年に、タックスコンプライアンス(自発的納税協力)コストがかかる現行の複雑な「代替ミニマム税(AMT)」の導入につながった¹¹。

代替ミニマム税(AMT)の立法事由は、法人納税者(corporate taxpayers)と法人以外の非法人納税者(noncorporate taxpayers)(以下「個人等」ともいう。)とも、基本的には同じといってよい。

■ 代替ミニマム税(AMT)のイメージ



¹⁰ See, Sheldon D. Pollack, "Tax Complexity, Reform, and the Illusions of Tax Simplification," 2 Geo. Mason Independent L. Rev. 319, at 345 (1994); Jeffrey Partlow, The Necessity of Complexity in the Tax System, 13 Wyo. L. Rev. 303, at 306 (2013).

¹¹ See, Jere D. McGaffey, "Minimum tax—Taxpayers other than corporations," 4A McGaffey Leg. Fms. With Tax Analysis § 19A:12(October 2025 Update).なお、税額計算方法など邦文での少し詳しい分析としては、石村耕治「アメリカの代替ミニマム税(AMT)の分析～政策税制と公平な税負担の狭間で複雑化するAMT」白鷗法学23巻2号(2017)参照。

《AMT 計算の手順》

個人を例にすると、各課税年における代替ミニマム税(AMT)の計算においては、まず、納税者は、通常の所得税(regular income tax)の計算とは別途、特別な計算方法により試算(暫定)ミニマム税額(TMT=tentative minimum tax)を仮計算する。次に、試算ミニマム税額(TMT)が、通常の所得税計算で算定された通常の所得税額(regular income tax)の金額を超過しているかどうかをチェックする。そして、超過した金額があれば、その超過部分に対しては代替ミニマム税(AMT)がかかる。納税者は、通常の所得税額とは別途に、代替ミニマム税(AMT)、を申告納付するよう求められる。

■ 代替ミニマム税額(AMT)計算の手順

Ⓐ 通常の課税所得額 (regular taxable income)
± Ⓛ 調整項目 (AMT adjustments)
+ Ⓜ 租税特別/租特項目 (AMT tax preference items)
④ 代替ミニマム課税所得額 (AMTI=Alternative Minimum Taxable Income)
- Ⓟ AMT 基礎控除額 (AMT exemption)
⑤ 代替ミニマム課税標準 (AMT base)
× Ⓠ 税率
⑥ 外国税額控除前の試算ミニマム税額 (TMT=tentative minimum tax before FTC)
- Ⓡ 外国税額控除 (AMT-FTC=AMT foreign tax credit)
⑧ 試算ミニマム税額 (TMT=tentative minimum tax after FTC)
- Ⓣ 通常の所得税額 (regular income tax)
⑪ 代替ミニマム税額 (AMT= alternative minimum tax)

納税者は、最初に、④代替ミニマム課税所得額(AMTI)を算定することになる。④代替ミニマム課税所得額(AMTI)とは、その納税者の⑩通常の課税所得額(regular taxable income)に、②調整項目(AMT adjustments)に加算・減算(±)し、③租税特別/租特項目(AMT tax preference items)を加算(+)した額である。

次に、納税者は、算定された④代替ミニマム課税所得額(AMTI)から、一定の⑤基礎控除額(exemption)を減算(-)し、⑥代替ミニマム課税標準(AMT base)を計算する。⑤基礎控除額(exemption)は、個人の場合は申告資格(failing status)により異なるが、以下のとおりである(IRC 55 条 d 項 1 号 A・B)。

■ 申告資格と AMT 基礎控除額(2024 年)

納税者の申告資格	しきい値
・夫婦合算申告/適格寡婦(夫)	\$133,300
・単身者(適格寡婦(夫)を除く。)	\$85,700
・夫婦個別申告	\$66,650

このようにして、⑦代替ミニマム課税標準額(AMT base)を算定する。その後、納税者は、その額に⑧税率をかけて(×)、⑨外国税額控除前の試算ミニマム税額(TMT=tentative minimum tax before FTC)を算定する

ただし、個人の場合で、⑩代替ミニマム課税所得額(AMTI)が一定額を超過する場合には、超過額の 25%だけ控除額が消失(phase-out threshold)することになる(IRC 55 条 d 項 3 号、Revenue Procedure 2024-40 RP 24)。この結果、例えば、2024 課税年では、⑪代替ミニマム課税所得額(AMTI)が、法定額を超過するときに、⑫AMT 基礎控除額は完全に消失す(ゼロになる)。

■ AMT 基礎控除額の消失 (2024 年)

申告資格	消失がはじまる AMTI のしきい値	⑫AMT 基礎控除額がゼロになる AMTI
・夫婦合算申告	\$1,218,700	\$ 1,751,900
・単身者	\$609,350	\$ 952,150
・夫婦個別申告	\$609,350	\$875,950

個人納税者の場合、算定された⑦代替ミニマム課税標準(AMT base)に次のような⑧税率をかけて(×)、⑨外国税額控除前の試算ミニマム税額(TMT=tentative minimum tax before FTC)を算定する(IRC 55 条 b 項 1 号 A)。

■ 代替ミニマム課税標準(AMT base)と税率

⑦代替ミニマム課税標準(AMT base)	⑧税率
・75,000 ドル以下	26%
・175,000 ドル超	28%

《トランプ 1.0 政権とバイデン政権による法人 AMT 改革》

法人の AMT は、2017 年のトランプ 1.0 政権の税制改革(TCJA=Tax Cuts and Jobs Act of 2017)でいったん廃止された。しかし、バイデン政権は、2022 年インフレ抑制法(IRA=Inflation Reduction Act of 2022)により、大企業向けの新たな「法人代替ミニマム税(CAMT=Corporate Alternative Minimum Tax)(以下「新 CATM」という。)」を再度導入した。新 CATM は 2023 年に発効した。新 CATM は、調整後財務諸表所得(AFSI=Adjusted Financial Statement Income)【GAAP(一般会計原則)ベ

ースの利益に対して、税務上の特定の加算・減算調整を行った後の金額】が過去 3 年間平均で 10 億ドルを超える大企業に対して、仮 CAMT 税額(CAMT 課税所得 × 15% の税率)を算定し、通常の法人税額と CAMT 税額を比較し、高い方を納税額として採用する仕組みである(IRC 55 条、56 条の A 59 条 k 項・l 項)。従来の法人 AMT とは異なり、会計上の利益(AFSI)を基準に課税するのが特徴である¹²。なお、CAMT は、トランプ 2.0 政権の税革法(OBBBA)で廃止されずに、継続されている。

代替ミニマム税(AMT)の納税義務を負う者は、2 度、所得税の計算をするように強いられる。すなわち、一度目は、通常の所得税の計算、そして二度目は代替ミニマム税(AMT)の計算である。多くの中間所得層にとり、自分が通常の所得税申告に加え、代替ミニマム税(AMT)の納税申告義務を負うのかどうかは、実際に計算して見ないと分からない。代替ミニマム税(AMT)は、最も厄介な租税の 1 つであるとして嫌われる理由もある¹³。

ミニマム税は、租税歳出を利用して通常の所得税が極端に低くなるのを防ぐために追加課税する。これにより、税負担の「公平」を確保しようというのが立法趣旨である。しかし、ミニマム税の算定においては、所得の種類や控除の適用状況に応じた複雑な計算が必要になる。租税立法/税革における「簡素」原則・目標とぶつかる。また、租税法律主義における予測可能性を損なうことにもつながりかねない。

【表 7】租税歳出と ATM の狭間で複雑化する申告納税制度

- ・ 紳税者は通常の所得税計算と AMT 計算の方法を計算しないといけない。
- ・ 申告手続が複雑化し、租税立法/税革における「簡素」原則・目標とぶつかる。
- ・ 租税法律主義における予測可能性を損なう。

(1)わが国の富裕層ミニマム課税

わが国でも、アメリカの AMT に倣って、「富裕層ミニマム課税」が導入された。2025 年(令和 7 年)分の所得から課税されることになった。正式名称は「特定の基準所得金額の課税の特例」(租税特別措置法第 41 条の 19/極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)である。超富裕層の所得(3.3 億円超)に対する最低所得税率が 22.5%となるまで課税額を上乗せする仕組みである¹⁴。

¹² See, Lawrence Axelrod, "Corporate Alternative Minimum Tax," 1 Consol. Tax Returns § 22:1 (4th ed., February 2025 Update).

¹³ See, Leonard E. Burman *et al.*, "The AMT: What's Wrong and How to Fix It," 60 National Tax J. 385 (2007).

¹⁴ ミニマム税(AMT)は、富裕税(net wealth tax/純資産税)とは異なる。どちらも「富の集中」に対応するための租税である。しかし、ミニマム税はフローの所得税の

【表 8】富裕層ミニマム税額の計算式

加算される税額＝

$$(基準所得金額 * 1 - 3.3 \text{ 億円}) \times 22.5\% - \text{基準所得税額} ** 2$$

*「基準所得金額」とは、給与所得、事業所得、株式や不動産の譲渡所得などを合算した金額(申告不要制度を使わずに算出した合計所得金額(ただし、上場株式や投資信託などからの配当金・株式や不動産の売却益など譲渡所得、預金利子や公社債の利子などを含む。一方、NISA などの非課税所得は除外。))

**「基準所得税額」とは、その年の基準所得金額に対する所得税額(ただし、外国税額控除などは除外)

富裕層ミニマム課税は、すべての所得が給与または事業以外からの場合で、年間約 30 億円以上(金融所得のみの場合は約 10 億円以上)の収入を得ている個人に対する追加課税である。こうした富裕層は概して税の優遇/特例措置(租特/租税歳出)の恩恵を受けていることが多いというのが立法理由である。しかし、富裕層ミニマム課税算定方法を含め、そのメカニズムはきわめて「複雑」である。

【表 9】ミニマム税と租特/租税歳出の関係:複雑化のメカニズム

- **ミニマム税の目的/概要:** 金融資産が多いほど税負担が低いといわれる「1 億円の壁」対応が立法目的として加味されている。所得が一定水準(30 億円。金融所得のみの場合は約 10 億円以上)を超える個人に対し、最低 22.5% の実効税率を確保すること。
- **対象となる所得:** 株式譲渡所得や配当所得、利子所得で、分離課税の税率(所得税など 20.315%)が適用になる資産所得が中心。
- **租税歳出との関係:** NIS や特定口座などの非課税・軽課税制度(=租税歳出)を通じて得た所得は、基準所得金額から除外される。
- **複雑化の要因:** ①所得構成に応じた課税判定が必要、②租税歳出でも基準所得金額に入れるものとそうでないものがある、③利子など源泉分離課税(20.315%)で完結していても、(申告不要制度を使わない)基準所得金額の算出が必要

補完税である。See, Robin Morgan, “Are There Differences Between Wealth and Income Taxation? Yes, but Less Than We Think,” 76 Tax L. Rev. 325 (2023); Jason Nadboy, “Taxing Wealth: A Comparative Analysis of National Wealth Taxes and How a Federal Wealth Tax Can Overcome Administrative challenges,” 7 Cardozo Int'l & Comp. L. Rev. 275 (2024). 邦文の文献としては、山口和之「富裕税をめぐる欧州の動向」ファイナス(2015年5月号)。

- ・ **ミニマム税の影響:** ① 中小企業の事業承継や M&A などを行う際に適用される可能性がある。なぜならば、非上場企業の株式や不動産の譲渡所得が基準所得金額に含まれるからである。② 納税者のコンプライアンス（納税協力）コストと税務当局の執行・税務調査コストが上昇する。いわゆる「外部不経済（negative externality）」も考えないといけない。このミニマム税は、「公平」のプラス面よりも「複雑」のマイナス面の方が大きいのではないか。

以上のように、富裕層ミニマム税は、「公平」の確保とそのための税制の「複雑」化がせめぎ合ってするのが特質といえる。租税立法/税革の「簡素」原則・目標は完全に隅に追いやられている。

租特/租税歳出を整理しないで、透明化を求める（租特透明化法、正式名称は「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」）、ミニマム税で追加課税をするのは、税制をさらに「複雑」にする。「簡素」の租税原則/税革目標は、ますます遠のく。税制の土台（租特）の点検を後回しにして、（ミニマム税の）建増しをするのは税制をますます「複雑」にし、危険である。

政治が、通常税制を持続する一方で、特定納税者の利益を織り込んだ措置を力も手もフル稼働し実施するために租税歳出（租特）を使う。そのうえ、「公平」原則/目標を持ち出して、さらにミニマム税で上塗りを重ねる。こうした政治姿勢が租税立法/税革をさらに「複雑」化することにつながっている。

【表 10】「租特」は正にミニマム税？税制を「複雑」にする愚策では？

税制の政策（政治）利用の増加

[批判] 租特/租税歳出の増加で、議会の予算承認手続を経ない裏口歳出（backdoor spending）、税収減が深刻になる。税制の「公平」原則に反する。

対応策① 租特/租税歳出の時限終了を徹底する。

[問題] しかし、政治的に時限終了は困難

対応策② 租特透明化法で、税制の「透明化」には資する。

[批判] 現実には、「透明化」策は建前に過ぎず、租特増加を抑制する決定的な歯止め策にはなっていない。

対応策③ ミニマム税で追加課税する。

[批判] 租特の整理/廃止ではなく、存続したまま、ミニマム税で追加課税するのは、むしろ、税制を「複雑」にし、「簡素」「効率」原則に反する

(2) 減税ポピュリズムと租特/租税歳出の時限化の徹底

アメリカでは、SNS(ソーシャルメディア)を使ったポピュリズム(大衆迎合主義)が、租税立法/税革、さらには税の納税協力や税の執行/納税協力における「効率」や「簡素」原則/目標に大きな影響を及ぼしている。自由で活力ある社会においては、たとえポピュリストが唱える税革の主張に賛同できなくても、誰もが自由に意見を述べる権利を尊重しないといけない。しかし、財源論や財政規律を後回しにした「減税ポピュリズム」(「ポピュリスト減税」)に根差した税革の主張は、租税歳出/租特の拡大につながるものも少なくない。また、SNS やニュースメディアに拡散される投稿にはファクトチェックが不十分なフェイク情報も多い。

連邦議会は、租税立法/税革の議論を、できるだけ課税(租税)の本来の目的である「税収の確保(raising tax revenue)」に絞らないといけない。そうすることで、税法に関する議論はより財政的な観点に基づいたものにできる。また、税制を「非効率」、「複雑」にする要素を少なくできるのではないか。

トランプ2.0政権を誕生させた2024年の大統領選では、共和・民主の両候補が「年間総所得(年収)が15万ドル(150円換算で、2,250万円)以下の被用者が受け取ったチップや残業代については非課税にする。」といったような減税ポピュリズム政策で競った。選挙中における争点潰しを狙いとした減税競争は税制をゆがめる。このポピュリズム減税措置は、2025年7月に財政調整法(budget reconciliation act)として成立したトランプ税革法(OBBBA=One Big Beautiful Bill Act)に盛り込まれた。ただ、2028年までの時限減税措置として導入された。延長されないと、2029年以降は再び課税対象になる。

このように、税収の確保を後回しにし、税制を通じて特定納税者層に権益に影響を及ぼす租特/租税歳出の得喪変更が伴う租税立法/税革の動きは止まらない、止められない。しかし、租特/租税歳出を、原則として一時的な立法とし、サンセット条項(時限条項)にすることは重要である。つまり、租特/租税歳出は、明示的に延長されない限り、これらの税制は自動的に廃止されることを徹底しないといけない。こうすれ

ば、熱の冷めた頃に、ポピュリスト減税措置を精査し、租税立法/税革における「公平」「簡素」原則の実現に導けるのではないか¹⁵。ただし、常に政権交代が必要だが。

II アメリカの富裕税導入論の背景と提案

代替ミニマム税(AMT)は、「所得格差是正」の 1 手段にはなりうる。しかし、所得税の補完的な制度にすぎない。こうした対応では超富裕層に対する十分な課税が実現されていないとの批判がある。とりわけ、富裕層に対しては、別途「富裕税(wealth tax)」を課すべきであるとの主張が強まっている。

富裕税(純富裕税)は、個人が保有する金融資産や有形資産などから負債を差し引いた純資産に法定税率をかけて算定し、申告納付する租税である。

アメリカでは、増税ポピュリズム、とりわけ富裕税導入を求める声が大きくなっている。その背景には、ジェフ・ベゾス(Jeff Bezos)、イーロン・マスク(Elon Musk)、ジョージ・ソロス(George Soros)のような超富裕層(super rich)が保有(ストック)する資産に比べて所得税をほとんど払っていないという調査結果¹⁶や、所得格差の拡大に歯止めがかからないことがある。

事実、2017 年のトランプ税革法(TCJA)の成立以降 2025 年 9 月までに、億万長者の資産は 2.9 兆ドル(435 兆円)から 7.6 兆ドル(1,140 兆円)へと爆発的に増加し、160% の上昇となつた。一方で、大多数の額に汗して働く家庭は物価の上昇に苦しみ続けている。

常識的な民主主義を愛する一般の生活者にとり、トランプ政権のリバタリアニズム(新自由主義)と独裁的法治主義(オートクラテック・リーガリズム／autocratic legalism)¹⁷は、度が過ぎる¹⁸。加えて、同政権の税制を含む政策全般における「金持ち優遇(the rich come first)」目標は、経済格差をますます広げる心配がある¹⁹。

¹⁵ See, Doron Narotzki & Tamir Shanan, "Populism and Taxation," 33 S. Cal. Interdisc. L.J. 365 (2023).

¹⁶ See, News, "US super-rich 'pay almost no income tax,'" BBC (9 June 2021). [US super-rich 'pay almost no income tax'](#): News, "How the top 1% use these six loopholes to skirt \$160 billion in taxes each year," USA Today (March 24, 2025).

¹⁷ See, Kim Lane Schepppele, "Autocratic Legalism," 85 U. Chi. L. Rev. 545 (2018); David M. Driesen, "Donald Trump and the Collapse of Checks and Balances," 77 SMU L. Rev. Forum 199 (2024).

¹⁸ See, Stephen Cody, "Dark Law: Legalistic Autocrats, Judicial Deference, and the Global Transformation of National Security," 6 U. Pa. J. L. & Pub. Aff. 643 (2021).

¹⁹ See, Fabio de Sa e Silva, "Good Bye, Liberal-Legal Democracy," 48 Law & Soc. Inquiry 292 (2023).

分断された社会で、公正税制を求めるアメリカ市民連合 (AFT=Americans for Tax Fairness)²⁰をはじめとした多くの納税者団体は、超富裕層をターゲットにした「増税ポピュリズム」の動きにエールを送っている。こうした要望に真摯に応えているのが、連邦議会民主党ウォーク・リベラル(意識高い系進歩派/Woke liberal)である。

連邦議会民主党は、富裕層をターゲットとした富裕税導入法案を発表している。主要な富裕税(法)のモデルは、次の 4 つである。

【表 11】連邦議会ウォーク・リベラルの主要な富裕税(法)4モデル

- | | |
|---|--|
| ①「ウルトラ・ミリオネア税(Ultra-Millionaire Tax/超大金持ち税)」モデル | 個人が保有する金融資産や有形資産などから負債を差し引いた純富裕(資産)に法定税率をかけて算定し、申告納付する制度設計。富裕税(純富裕税/net wealth tax)。エリザベス・ウォーレン(Elizabeth Warren)上院議員の提案。 |
| ②既存の税法(IRC/内国歳入法典の所得税規定)に継ぎ足すモデル | 所得課税ベースとなる資産の評価を、これまでの実現基準から発生基準にかえて、未実現キャピタルゲイン(含み益)にも毎年通常税率で課税する制度設計。バーニー・サンダース(Bernie Sanders)上院議員が提案。「極端な富への課税(Tax on Extreme Wealth)」案。 |
| ③「未実現税留保口座(ULTRA/ウルトラ)」モデル | |
| ④「ビリオネア(億万長者)所得税(BIT)」モデル | |



(Public use)

²⁰ 民主党系の「税制の公正を求めるアメリカ市民連合 (AFT=Americans for Tax Fairness) と、共和党系の「公正税制を求めるアメリカ市民連合 (AFFT=Americans for Fair Taxation)」とは別々の団体である。前者 AFT は、富裕層や大企業に対して「公正な税負担」を求める目的としたアドボカシー団体で、約 400 以上の団体が加盟している。後者 AFFT は、「簡素」「効率」ファーストの税革目標の実現を目指す団体である。

1 ウオーレン議員の富裕税法案

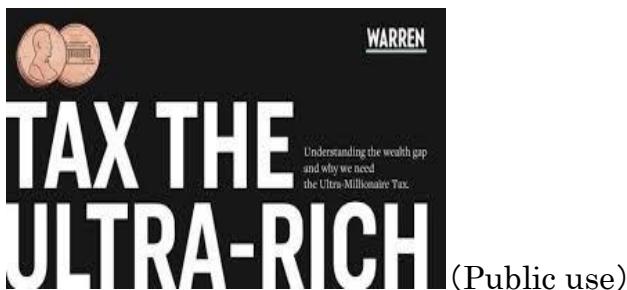
エリザベス・ウォーレン議員の富裕税案の名称は「ウルトラ・ミリオネア税(Ultra-Millionaire Tax Act/超大金持ち税法)」である。ウォーレン案の骨子は、次のとおりである。

【表 12】ウルトラ・ミリオネア税(Ultra-Millionaire Tax)の骨子

対象者	純資産が 5,000 万ドル(150 円換算で 75 億円)を超える世帯および信託 ²¹	
税率	・5,000 万ドル(約 5 億円)超～10 億ドル (1,500 億円)までの資産に対して	年 2%
	・10 億ドル超の資産に対しては	追加で 1%、つまり合計 3%

* 信託に保有される資産に対し厳格な租税回避・脱税防止措置を導入すること

ウォーレン議員は、この富裕税は、人口の最も裕福な上位 0.1%、およそ 7 万 5,000 世帯のみに適用される。と説明する。また、税収は、学生ローンの支払い免除や医療制度改革(オバマケア)などの財源に充てるという²²。



超富裕層の一部は、この富裕税の導入を支持している²³。2021 年には 248 人の億万長者が富裕税を求める文書に署名し、「この政策はすべての人のためになる」と表明した。その後多くの納税者団体が、富裕税導入の主張を強めている。連邦議会共和党は、こうしたポピュリスト増税案は違憲であるとし、反対している²⁴。また、いか

²¹ アメリカでは、家族信託 (family trust) が、財産を管理・保護し、相続や贈与をスムーズに行うために使われる。とりわけ富裕層の間では、資産の移転や税務対策の手段としてよく使われている。

²² [Ultra-Millionaire Tax | Elizabeth Warren](#)

²³ See, News, “US millionaires support Joe Biden’s plan to tax super-wealthy, poll shows,” Financial Times (Jun 23 2024) [US millionaires support Joe Biden’s plan to tax super-wealthy, poll shows](#)

²⁴ See, e.g., James Freeman, Opinion, “Elizabeth Warren’s Unconstitutional Wealth Tax,” Wall St. J. (Jan. 25, 2019).

なる形であるにしろ、リバタリアニズムの発想から富裕税導入には消極的な研究者もいる²⁵

2 サンダース議員の富裕税法案

バーニー・サンダース議員の富裕税の名称は、「極端な富への課税(Tax on Extreme Wealth)」である。サンダース案は、より広い層を課税対象にし、税率も細かく段階的に上がっていく超過累進税の仕組みである。シンプルで、対象を超富裕層に絞っているウォーレン案とは対照的である。

《税率構造/超過累進税の仕組み》

課税最低限は、夫婦の場合は 3,200 万ドル(150 円換算で 48 億円)である。そして、夫婦の純資産の金額に応じて適用される税率は、次のとおりである。

【表 13】 純資産額に応じた累進税率

税率	課税所得金額
1%	3,200 万ドル超～5,000 万ドル以下
2%	5,000 万ドル超～2 億 5,000 万ドル以下
3%	2 億 5,000 万ドル超～5 億ドル以下
4%	5 億ドル超～10 億ドル以下
5%	10 億ドル超～25 億ドル以下
6%	25 億ドル超～50 億ドル以下
7%	50 億ドル超～100 億ドル以下
8%	100 億ドル超

夫婦の場合、課税最低限 3,200 万ドルを超える純資産に対しては、1% の税率で課税される。つまり、仮に夫婦の保有する純資産額が 5,000 万ドル(8,200 万ドル - 3,200 万ドル)であるとする。この場合、5,000 ドルの富裕税を申告納付することになる。

双方の富裕税案を比べると次のとおりである。

【表 14】 ウォーレン案とサンダース案の比較

	エリザベス・ウォーレン案	バーニー・サンダース案
名称	ウルトラ・ミリオネア税(Ultra-Millionaire Tax/超大金持税)	極端な富への課税(Tax on Extreme Wealth)

²⁵ See, e.g., Eric Rakowski, "Can Wealth Taxes be Justified?" 53 Tax L. Rev. 263 (2000).

課税対象	純資産 5,000 万ドル以上の世帯や信託(おおむね上位 0.1%)	純資産 3,200 万ドル以上の夫婦 (単身者は半額)
最低税率	2% (5,000 万ドル超)	1%~8%【8 段階の累進課税
最高税率	3% (10 億ドル超)	(3,200 万ドル超から 100 億ドル超まで】。つまり、1% (3,200 万ドル超~5,000 万ドル以下)、8% (100 億ドル超)
税率区分	2 段階 (5,000 万ドル超:)	
単身者		課税対象額が夫婦の半分 (例: 1% 課税は 1,600 万ドル超から)

3 「未実現税留保口座(ULTRA/ウルトラ)」とは何か

アメリカでは、租税立法/税革の信頼性を高めるために、もっと「公平」原則/建前を大事にしようという動きが強まっている。こうした動きの一環として、「ULTRA/ウルトラ」という名の仕組みが提案されている。

「ULTRA/ウルトラ」は、「Unliquidated Tax Reserve Accounts」の略称である。的確な邦訳は容易ではない。「未精算税留保口座」、「未確定税留保口座」、「未実現税留保口座」など、さまざま考えられる。ここでは、「未清算税留保口座」(仮訳)としておく。

未清算税留保口座(ULTRA/ウルトラ)は、近年の税革論議において、新たな富裕課税のデザイン/制度設計の一環で登場したアイディアである。さまざまなバリエーション(変形)がある。特徴は、現行の所得税の枠内での提案であること、そして、未実現キャピタルゲイン(まだ処分されていない資産の含み益)に対する的確かつ公平な課税を目標としていることである²⁶。

この仕組みは、毎年発生した資産のゲイン/含み益(ロス/含み損の場合もある。以下同じ。)を時価で評価することを原則(mark-to-market tax rule)とする。同時に、ゲイン/含み益に対して即時課税する代わりに、毎年の税額をその納税者の「留保口座」に記録し、後に資産が処分されたときに精算できるようにする仕組みである。評価と納税のタイミングを分離、ずらすことにより、年額の納税する十分な現金がない場合などにも配慮し、超富裕層に「公平」な税負担を求めるようとするものである。

【表 15】未精算税留保口座(ULTRA/ウルトラ)の概要

未精算税留保口座(ULTRA/ウルトラ)は、富裕層が保有する株式や不動産をはじめとしたさまざまな資産に対して、実際に売却していないくとも、発生基準/発生主義(actual basis/principle)により資産の評価額にかかる毎年の税額を、

²⁶ See, Brian Galle *et al.*, "Solving the Valuation Challenge: The ULTRA Method for Taxing Extreme Wealth," 72 Duke L.J. 1257 (2023).

未精算税留保口座に記録し、資産を処分したときに納税する仕組みである。納税者の選択適用とする案が有力である。

再度、ULTRA/ウルトラの主なポイントを確認すると、次のとおりである。

- ・ 資産の時価評価額に基づいて、毎年発生したゲインに法定税率をかけて算出した税額を ULTRA/ウルトラに積み立てる。
- ・ 実際に資産が処分され、最終税額が確定したタイミングで、ULTRA/ウルトラに留保された税額が納付される。
- ・ 確定後に、ULTRA/ウルトラ留保額が過大になったときには還付される。
一方、不足なときには追加納付が求められる。

以上のように、未精算税留保口座(ULTRA/ウルトラ)は、とりわけ富裕税(wealth tax)や未実現利益への課税のあり方、制度設計と深く関わる。従来の「実現基準/実現主義(realization basis/principle)」のもとでは、資産を売却しない限り課税されないため、富裕層が税を回避がしやすいという批判に応えようとするものである。未精算税留保口座(ULTRA/ウルトラ)課税対象とする資産やその評価方式については、さまざまなアラカルト(メニュー)が示されている。また、評価は納税者自身か評価専門職、あるいは税務当局が雇った第三者的な評価専門職の活用を選択肢にあげる。

未精算税留保口座(ULTRA/ウルトラ)の仕組みは、「公平」という税革目標には資する。億万長者納税資金不足問題(?)にも朗報になる。しかし、ここでも、資産評価における実現基準/実現主義から発生基準/発生主義への転換に伴う数々の難題は置き去りにされている。「簡素」、「効率」の税革目標がますます遠のく。机上の空論との批判が渦巻く。それに、ULTRA/ウルトラを取り巻く憲法事情も考えないといけない²⁷。

4 ビリオネア(億万長者)所得税モデル

超富裕層をターゲットに税制の「公平」目標を達成したい。そのために新たな課税をしたい。しかし、純富裕税(net wealth tax)の新設では、憲法違反を問われる可能性がある。憲法違反を問われない富裕課税のデザイン(制度設計/tax system design)はできないのだろうか。

こうした求めに応じ、ウォーレン案とサンダース案のような純富裕税(net wealth tax)に代わって編み出されたのが、「ビリオネア(億万長者)所得税(BIT=Billionaires Income Tax)」である。

²⁷ See, John R. Brooks & David Gamage, "Taxation and Constitution, Reconsidered," 76 Tax L. Rev. 75 (2022).



(Public use)

BIT は、所得税の補完税としてデザインされた富裕課税である²⁸。つまり、BIT は、新税を導入するのではなく、按分要件の適用がない既存の税法(IRC の所得税規定)を活用して「公平」を高めることを目指しているのが特徴である。

ビリオネア(億万長者)所得税(BIT)では、とりわけ、資本的資産/富裕(capital assets/wealth)評価における現行の実現基準(realization basis)から発生基準(accrual basis)への転換を税革の柱とする。

【表 16】ビリオネア(億万長者)所得税(BIT)の特徴

- ✖ 新税の導入ではない
- 現行の連邦所得税を基に、資産/富裕評価方式を「実現基準」から「発生基準」に転換する

確かに、現行の実現基準(realization basis)による資本的資産(富裕)評価の所得課税は大きな問題を抱えている。納税者は、評価性資産の処分時まで課税を繰延べ・回避できてしまうからである。増税ポピュリストが糾弾し、「ビリオネア(億万長者)の税の『抜け穴(loopholes)』を塞げ！」と声を荒げる重要なポイントである。

ビリオネア(億万長者)所得税(BIT)は、実現基準を“諸悪の根源”視することで、こうした増税を求めるポピュリズムの声に応えることができる。

現行の実現基準から発生基準への転換は、練れた発案に見える。税務執行や納税協力の困難さを考えなければ、現行のキャピタルゲイン課税であいた大きな税の抜け穴封じの特効薬にもなる。

²⁸ See, e.g., News, “Public Interest Groups Back Billionaires Income Tax to Establish Fairness and Invest in Families, Not the Ultrawealthy,” Americans for Tax Fairness (Sep. 17, 2025). <https://americansfortaxfairness.org/groups-back-billionaires-income-tax/>

加えて、BIT は、新税ではない。現行所得税に発生基準への転換を継ぎ足したデザインなので、富裕課税を拒む憲法事情にも応えることができる。

しかし、他の富裕税法案と同様に、BIT は「帰属所得(imputed income)」への課税²⁹を伴うため、資産評価面で多くの困難が予想される。理論と現実の間には、大きな隔たりがある。

(1) ビリオネア(億万長者)所得税モデルの概要

ロン・ワイデン(Ron Wyden)上院議員(オレゴン州選出: 民主党所属)ら、連邦議会民主党ウォーク・リベラル(意識高い系進歩派/Woke liberal)グループは、2021 年に、所得税の補完税としてデザインされたの富裕課税モデルを公表している。

次いで、2025 年 9 月 17 日に、ロン・ワイデン上院議員、スティーブ・コーベン(Steve Cohen)下院議員(テネシー州選出: 民主党所属)、ドン・ベイヤー(Donald S. Beyer, Jr.)下院議員(バージニア州選出: 民主党所属)らは、上下両院共同の「ビリオネア(億万長者)所得税法案(Billionaires Income Tax Act bill/BIT 法案)〔上院法案 2845(S.2845)[S.2845](#); 下院法案 5427(H.R.5427)[H.R.5427](#)〕を連邦議会に提出した³⁰。

この 2025 年 BIT 法案は、2021 年に所得税の補完税としてデザインされた富裕課税モデルをもとに練り上げたものである。BIT 法案の正式タイトルは、次のとおりである。

【表 17】2025 年 BIT 法案の正式タイトル

「1986 年内国歳入法典(Internal Revenue Code of 1986)を改正し、『買って、借りて、死ぬ(buy, borrow, die)』のような節税戦略を通じて、億万長者が税金の支払いを無期限に繰り延べることを可能にしている税の抜け穴を廃止し、30 を超える規定を修正して、億万長者が毎年適切に納税することを義務付けるためその他の目的のための改正法(To amend the Internal Revenue Code of 1986 to eliminate tax loopholes that allow billionaires to defer tax indefinitely through planning strategies such as "buy, borrow, die", to modify over 30 tax provisions so that billionaires are required to pay taxes annually, and for other purposes)」

BIT 法案は次のような骨子になっている。

²⁹ 帰属所得 (imputed income) とは、実際に金銭の授受が行われていないにもかかわらず、経済的な利益が発生しているとみなされる所得を指す。わが国やアメリカの税法では、原則として現実に受け取った（実現した）所得が課税対象である。

³⁰ See, News, “Fair Share America Urges Support for Billionaire Income Tax,” Tax Note (Sep. 17, 2025). 同法案は、<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/5427>

【表 18】ビリオネア所得税法案の骨子

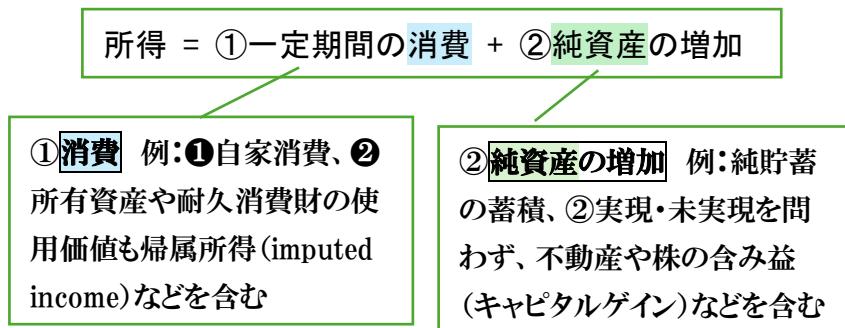
概要	
目的	<p>Buy, Borrow, Die 節税策への対応</p> <p>多くの億万長者は、以下のような「抜け穴(loopholes)」を使って巧みに税を回避してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Buy(購入): 価値が上がる資産を購入する。 ・ Borrow(借入): その資産を担保にして借錢し、現金を得る(課税されない)。 ・ Die(死亡): 死後、資産は相続人に渡され、「ステップアップ課税ベース」によりキャピタルゲイン税が免除される。 <p>以上のプロセスを通じた税の「抜け穴」に封じるために、連邦税法(IRC)の 30 を超える規定を改正し、資産の増加益に定期的に課税できるようにする。</p>
課税対象/課税最低限	個人で、保有純資産が 10 億ドル(150 円換算で、1,500 億円)以上、または 3 年連続で年収 1 億ドル(150 億円)以上の者(1,000 人前後)
課税ベース	<p>①上場株式: 未実現キャピタルゲイン(含み益)</p> <p>②非上場資産: 原則としてキャピタルゲインの実現時に課税。ただし、保有期間中の利子を加算して課税</p>
税率	通常のキャピタルゲイン税率(最大 20%)ではなく、通常税率(超過累進税率)で課税
納税方式	申告納税。ただし、流動性の問題に配慮し、分割納税や猶予制度も加味する。

(2)「所得」概念のパラダイムシフト

ビリオネア(億万長者)所得税(BIT)モデルは、キャピタルゲイン(資本的利得)に対する「実現ベース課税」から「未実現(発生)ベース課税」への転換の道を拓く。連邦税制における従来の「所得」概念のパラダイムシフト(大転換)につながる。

BIT モデルは、シャイツ-ヘイグ-サイモンズ(S-H-S)の所得概念【所得 = ①一定期間の消費 + ②純資産の増加】にもっと近づく。

【表 19】シャイツ-ヘイグ-サイモンズ(S-H-S)の所得概念イメージ(再掲)



見方をかえると、この BIT モデルで示された所得概念は、従来から常識的に理解され、慣れ親しんできた所得概念とは大きく異なる。

キャピタルゲイン(資本的利得)に対する「未実現(発生)ベース課税」は、理論上は可能とされてきた。ところが、所得計算や税の執行上、課税ベースを的確に把握するには相当の困難が伴う。なぜならば、この手法で課税の「公平」を期すためには、申告された資産の増減を税務調査で細かく追う必要が出てくるからである。

「大金持ち(the super-rich)」という理由だけで、個人の金融情報(プライバシー)を厳しい国家監視に付すことには強い反発もある。人権尊重、資本主義・市場主義の哲学に反する、との見方もある。課税権力が、個人の私生活、金融プライバシーの過度に介入して「公平」をはかることは、権威主義国家体制につながり、市場主義を重視する自由な資本主義経済のルールとぶつかりかねない。

加えて、アメリカにおける帰属所得(imputed income)や未実現のキャピタルゲイン(含み益)課税のデザイン(制度設計)にあたっては、次のような重い課題がある。

【表 20】制度設計上の課題

- ・ **憲法上の論点**: 実現基準から発生基準にかえて、未実現利益(unrealized gain)ないし帰属所得/imputed income)に課税することが連邦憲法修正 16 条における「所得」に該当するかどうかが争点となる。
- ・ **資産評価の困難性**: 非上場資産や知的財産権、デジタル資産、美術品などの評価が技術的に難しい。
- ・ **租税回避のリスク**: 国外転出や市民権放棄による海外回避行動(キャピタルフライト)を促す。

III 富裕税を拒む連邦の憲法事情

連邦議会民主党ウォーク・リベラル(意識高い系進歩派/Woke liberal)は、超富裕層をターゲットとした富裕税導入法案を発案し世に問うている。しかし、仮にこれらの富裕税導入法案が実現したとしても、富裕税を拒む連邦憲法の壁がある。

この壁は、かつて連邦所得税導入時にも立ちはだかった。連邦議会は、憲法改正(修正 16 条)で、その壁を乗り越えた。

富裕税については、憲法改正をしなくとも、デザイン(制度設計)で乗り越えられるのかどうかは定かではない。いずれにしろ、富裕税違憲訴訟の“儀礼(initiation ceremony)”は避けてはとおれない。

1 連邦憲法に定める「直接税」の原意

連邦憲法 1 条 2 節 3 項や 1 条 9 節 4 項は、人頭税その他納税者自身(taxpayers themselves)に税をかける直接税は、州ごとの人口に応じて税を割り当てて(按分)課税しないといけないと規定する³¹。ただし、取引(transactions)や活動(activities)だけを課税対象とする関税(duties)、輸入税(imposts)および物品税(excises)は除くとする(連邦憲法 1 条 8 節 1 項)。

【表 21】連邦憲法 1 条 2 節 3 項

下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州に配分される。[以下、略]

【表 22】連邦憲法 1 条 9 節 4 項

人頭税または他の直接税は、本条の前段で実施すると定めている国勢調査または人口調査の結果に基づく割合によるものでなければ、これを賦課してはならない。

憲法起草者(Framers)は、取引や活動に対してだけではなく、納税者自身に課される税が「直接税(direct tax)」であり、したがって按分の対象となると考えた。言い換えると、憲法起草者は、取引や活動(モノ等)ではなく、納税者(ヒト)に課される税を「直接税」とみると見たわけである³²。

³¹ 連邦憲法修正 16 条の制定に伴い改正された 1 条 2 節 3 項や 1 条 9 節 4 項の規定の按分要件にも注視しないといけない。

³² 「直接税」にあたる場合には按分要件を充たすように求める連邦最高裁の伝統的・保守的憲法解釈で議会の課税権を制限する考え方から一步抜け出る必要性を訴える意



(Public use)

(1)連邦憲法にいう「直接税」とは

ちなみに、アメリカ税法を勉強する場合、まず、日本の税法研究者が常識的に想定する「直接税」と、アメリカ憲法起草者が考えた「直接税(direct tax)」とは、概念的にも、言葉に使い方にもかなりの違いがあることを頭に叩き込んでおく必要がある。

アメリカにおける伝統的な憲法解釈に従えば、連邦憲法1条9節4項は、個人に対して「純富裕(net wealth)を課税ベースとする非按分の富裕税(unapportioned net wealth tax)」を認めていないと解される。また、この種の富裕税は取引や活動を課税対象とするものではないことから、物品税(excise)としても認められないのではないか。

「按分(apportionment)」とは、ある州が全米人口の3%を占めるなら、その州からも3%の税を集めなければならない、という意味である³³。しかし、直接税をこのように按分するのは実際に不可能に近い。なぜならば、富の偏在により、貧しい州では高い税率を課さないと按分基準を満たせないという結果になるからである。非現実的である。南北戦争以降、連邦議会は、憲法に定めるような按分された税法を制定したことはない。

しかし、憲法の「原意」を尊重するとすれば、個人納税者を対象とした所得以外を課税対象とした富裕税は、按分形式になつてないと、違憲とされる可能性が高い。言いかえると、連邦憲法1条9節4項にいうような直接税にあたる富裕税を制定するとしても、それが合憲であるには各州に按分して課税するタイプのものでないといけない。あるいは、直接税にあたる富裕税を各州に按分することなしに全国一律で課すには、憲法改正(修正)が必要になる³⁴。

見もある。See, e.g. Ari Glogower, "The Constitutional Limits to the Taxing Power," 93 Fordham L. Rev. 781 (2024).

³³ See, Calvin H. Johnson, "Apportionment of Direct Taxes: The Foul-Up in the Core of the Constitution," 7 Wm. & Mart Bill Rts. J. 1, at 3 (1998).

³⁴ See, David M. Schizer & Steven G. Calabresi, "Wealth Taxes Under the Constitution: An Originalist Analysis," 77 Fla. L. Rev. 1401 (2025).

ちなみに、連邦の所得税は、現在、各州に按分することなしに、全国一律で課税できる。これは、1913 年に、連邦憲法 1 条 2 節 3 項や 1 条 9 節 4 項に定める按分要件を取り除くために、憲法改正（修正 16 条を制定）したからである。

【表 23】アメリカ連邦憲法修正 16 条

連邦議会は、各州に比例配分することなく、および人口調査または算定によることなく、いかなる源泉から生ずるものであっても、所得に対して税を賦課し徴収する権限を有する。

（2）ウォーク・リベラル派富裕税（法）案の憲法適合性

連邦議会民主党ウォーク・リベラル派がデザイン（制度設計）した富裕税の憲法適合性が問われたとする。その場合「納税者に直接課される税は直接税にあてはまる」とする考え方にはどうチャレンジするかが重い課題にある。

このデザインの富裕税は、憲法を改正（修正）するか、あるいは現行の所得税の補完税としてデザインし直さない限り、司法により違憲と判断される可能性が高いからである。原意主義者が多数を占める現在の最高裁ではなおさらである。

【コラム2】連邦最高裁は原意主義者の“箱舟”？

「原意主義（originalism）」とは、憲法裁判で法解釈をする際に、裁判官が、憲法起草者／建国の父（Framers / Founding Fathers）が意図した固定された“原意”を基本とする考え方をさす。こうした考え方を信奉する裁判官を「原意主義者（originalist）」と呼ぶ。原意主義は保守的な憲法解釈論につながる。憲法解釈は社会の変化に応じて柔軟に行うべきとするリベラルな「生ける憲法論（living constitutionalism）」と相対する³⁵。

Constitutional Interpretation

- ✖ Ideologies
- ✖ Originalism ("The Conservatives")
 - ✖ As it was interpreted at the time of the Founding
 - ✖ Change only through elected branches or Constitutional Amendment
 - ✖ They tend to favor freedom over equality
- ✖ Living Constitution ("The Liberals")
 - ✖ As society evolves, so can our interpretation of the Constitution
 - ✖ It is proper for the Courts to force social changes (14th Amendment)
 - ✖ They tend to favor equality over freedom

(Public use)

³⁵ See, Lawrence B. Solum, “Originalism versus Living Constitutionalism: The Conceptual Structure of Great Debate,” 113 Nw. U. L. Rev. 1243 (2019); Lee J. Strang, “Originalism’s Promise, and Its Limits,” 63 Clev. St. L. Rev. 81 (2014).

原意主義者は、憲法の三権分立原則を厳格に維持するように求める。執行(行政)府が肥大化した「行政国家」は、権力分立という憲法起草者の“原意”を反映していない、と見る。

“原意ファースト”を信奉する裁判官の判断は、ケースにより、右のみならず、左にもスイングする。

《トランプ政権と原意主義》

トランプ 1.0 政権で、トランプ大統領は、超保守的な 3 人 (Justices Neil Gorsuch, Brett Kavanaugh and Amy Coney Barrett) を連邦最高裁判事に政治任用した。いまや最高裁は、保守派、とりわけ原意主義に傾注する裁判官が多数を占める。結果、超保守的あるいは憲法の「原意」に回帰しようとする判断が相次ぐ。ちなみに、連邦最高裁判事は終身任用である。

2022 年 6 月 22 日に、連邦最高裁は、ドブス 対 ジャクソン女性健康機構事件 [Dobbs v. Jackson Women's Health Organization, 597 U.S. 215 (2022)] 判決で、人工妊娠中絶を連邦法上の女性の権利と法認したロ一対 ウエイド判決 [Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973)] を覆した。

また、2024 年 6 月 28 日に、連邦最高裁は、ローパー・ブライト (Loper Bright) 判決 [Loper Bright Enterprises v. Raimondo, 603 U.S. 369 (2024)] で、司法が判断を下す場合に行政の専門性に配慮し敬讓を尽くし執行(行政)機関による合理的な判断を尊重すべきであるとしたシェブロン (Chevron) 判決 [[Chevron U.S.A. v Natural Resources Defense Counsel, Inc. 467 U.S. 837 \(1984\)](#)] を終焉させた³⁶。“行政追従型司法”を是としてきたシェブロン (Chevron) 判決の終焉は、行政立法や税務通達などで税務行政を自在に操ってきた連邦財務省や連邦課税庁 (IRS)への影響が大きい。

このように、近年の連邦最高裁は、50 年近く続いたロ一 対 ウエイド判決や 40 年も続いたシェブロン (Chevron) 判決を覆すなど、「確立された判例 (*stare decisis*)」の重みを軽視する傾向が目立つ。最高裁が憲法解釈の最終権限を持つという「司法の優位 (judicial supremacy)」を実践したとする見方がある。その一方で、司法が特定の憲法観や宗教的価値観を強く前面の押し出したとする見方もできる。

2 未実現利益課税をめぐる最高裁判決の推移

アメリカにおける所得課税立法の評価をめぐっては連邦最高裁判所の存在感が大きい。未実現利益 (unrealized gains) 課税に関して例外ではない。いくつかの裁判例を取り出し、そこでの未実現利益の課税取扱いについて探って見る。

³⁶ See, Mila Sohoni, “Chevrons Legacy,” 138 Harv. L. Rev. F. 66 (2025).

(1) アイズナー 対 マコンバー事件判決

初期の連邦最高裁の判断は、アイズナー 対 マコンバー事件 (Eisner v. Macomber, 1920) である。このケースにおいて、連邦最高裁は、資本的資産 (capital assets) にかかる未実現利益 (unrealized gains) は「所得 (income)」にはあたらぬと判断した。

この先例は、所得とは何かという根本的な問い合わせに対する出発点となるものである。

【表 24】連邦最高裁のアイズナー 対 マコンバー事件判決(1920 年)

アイズナー 対 マコンバー事件 [Eisner v. Macomber, 252 U.S. 189 (1920)]

本件では、株主に現金で利益を分配するの (現金配当) ではなく、単に保有株式の比率に応じて株主に株式による配当 (現物配当) が課税所得にあたるかどうかが争われた。

連邦最高裁は、連邦憲法修正 16 条に定める「所得 (income)」にはあてはまらないと判断した。言いかえると、資産の価値が増加しても、それを現金化するなどして実際に利得を得ていない限り、課税できないとした。

(2) ヘルヴァリング 対 ブルーン事件判決

その後の裁判例を読むと、未実現利益と所得とみなして課税することは可能とする判断もある。たとえば、ヘルヴァリング 対 ブルーン事件 (Helvering v. Bruun, 1940) である。本件で、連邦最高裁は、借地の返還に伴い取得した建物の価額を「所得」と判断した。

【表 25】連邦最高裁のヘルヴァリング 対 ブルーン事件判決(1940 年)

ヘルヴァリング 対 ブルーン事件 [Helvering v. Bruun, 309 U.S. 461 (1940)]

本件では、地主 (ブルーン氏/Bruun) が、土地を 99 年間の契約で賃貸し、借主が建物を取り壊し、新しいビルを建てた。その後、借主が賃料を滞納した。このため、地主は契約を解除し土地と新しい建物を回収した。この新しい建物の価値上昇分は、地主の「所得」として課税されるのかが争われた。

連邦最高裁は、新しい建物の価値は、経済的利益として「実現された所得」とみなしうると判断した。すなわち、たとえ現金を受け取っていなくても、資産の価値が明確に増加し、それを支配・利用できる状態になっているので、その時点で「所得」とみなせるとした。

以上のような連邦最高裁ヘルヴァリング 対 ブルーン事件判決(1940 年)では、アメリカにおける「所得」概念は、シャイツ-ヘイグ-サイモンズ(S-H-S)の所得概念【所得 = ①一定期間の消費 + ②純資産の増加】に近づいているように見える。

(3)ムーア 対 合衆国事件判決

しかし、原意主義者(originalist)【憲法は起草者が考えた原意に基づいて適用・解釈すべきであるとする保守的考え方】が多数を占める連邦最高裁は、最近、注目すべき判決を下した³⁷。2024 年 6 月 20 日のムーア 対 合衆国事件[Moore v. United States, 602 U.S. __, 144 S. Ct. 1680 (2024)]判決である³⁸。

このケースでは、特朗普 1.0 政権は、2017 年の税制改革法(TCJA)で導入した「米国株主の国外留保所得へのみなし課税(MRT=Mandatory Repatriation Tax)」措置(IRC 965 条)の合憲性が問われた。

この措置(MRT)は、外国法人の 10%以上の持分を有する米国人株主(個人・法人)に対して、1986 年以降に当該外国法人に留保された利益について配当されたとみなして(deemed repatriation)課税するものである。1回限りの課税(one time transition tax)である。ただし、一定の要件を充たせば、最大 8 年間の分割納付が可能である。

ムーア 対 合衆国事件では、米国株主に配当されずに被支配外国法人(CFC=controlled foreign corporations)を含む特定外国法人(specified foreign corporations)に留保された所得(国外留保所得)を強制的に株主に帰属させるための課税(MRT)」の合憲性、つまり、この措置が「未実現所得(unrealized income)」に対する違憲な課税であるかどうかが争われた³⁹。

本件では、米国人投資家の Moore 夫妻(納税者)は、インド法人キサンクラフト(KisanKraft)社に投資(2006 年に同社株式の 13%を 40,000 ドルで購入)し、配当の送金を受けずに留保していた。ところが、MRT 導入により、2006 年から 2017 年までに留保していた 14,729 ドルが課税対象となった。納税者は、この税額を納付した後

³⁷ See, David M. Schizer, Steven Gow Calabresi, "Wealth Taxes under the Constitution: An Originalist Analysis," 77 Fla. L. Rev. 1401 (2025).

³⁸ https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-800_jg6o.pdf See, Divya A. Jeswant & Thomas J. Celles, "U.S. Supreme Court Affirms Constitutionality of Mandatory Repatriation Tax, Ends Chevron Deference," 72 La. B.J. 206 (2024). 本件に対する邦文のコメントとして、長門貴之「Moore事件合衆国連邦最高裁判決—国外留保所得を株主に帰属させ課税することの合憲性」ジュリスト2024年10月号(1602号) 参照。

³⁹ ちなみに、本件下級審(連邦地裁および連邦控訴裁判所)では、納税者は、MRT は、「新税は遡及課税 (retroactive application of a new tax)」であり、連邦憲法修正 5 条の法の正当な手続 (due process of law) に反するとも訴えた。しかし、最高裁への上訴では、争点から外された。

に、還付訴訟を起こした。理由は、この措置により配当を受け取っていないにもかかわらず課税されたことこれは、連邦憲法に定める実現した所得に課税する (realization of income) ルールに反し、違憲であると訴えた。

連邦最高裁は、本件では重要な課題はほとんど先送りされた⁴⁰。多数意見(判決言い渡しはカバノー判事/Justice Kavanaugh)では、次のような理由を示して、MRT は合憲であり、納税者の訴えは認められない、と判示した。

【表 26】連邦最高裁の MRT 合憲判断(2024 年)の理由

- ・ 米国株主の国外留保所得へのみなし課税(MRT)措置は、連邦憲法 1 条 9 節 4 項にいう直接税にはあたらない。
- ・ MRT は、未実現所得に課税しているのではなく、外国法人の実現済み(ただし未配当)の所得を株主に帰属させて課税する仕組みである。
- ・ 連邦憲法修正 16 条は、所得にあたるかどうかの判断において、「実現」を要件とするとは規定していない。
- ・ このことから、納税者側の争点はムート(moot)〔もはや裁判所による判断が必要ない状態〕にあり、憲法上の問題についての判断は不要である。
- ・ なお、多数意見に同意した進歩派のジャクソン判事(Justice Jackson)は、未実現のゲインに対する課税は連邦憲法修正 16 条に違反しない、また、未実現のゲインに対する課税は「直接税」にはあたらないとの補足意見を書き、連邦議会の進歩派議員たちによる富裕税導入にエールを送る奇跡を残した (144 S. Ct. 1680, at 1698, 1699)。
- ・ 一方、多数意見に同意した保守派のバレット判事(Justice Barrett)は、補足意見のなかで、修正 16 条の「いかなる源泉から生じる(from whatever source derived)」の文章における「生じる(derived)」の言葉は、「実現した(realized)」と同義語であるとし、課税対象となる所得は実現したものでなければならないとした(144 S. Ct. 1680, at 1699–700)。すなわち、所得税は、発生基準ではなく、実現基準を探っていると判断したわけである。いわば、発生基準の評価への転換や富裕税は違憲になると示唆し、連邦議会の進歩派議員たちの動きにブレーキをかけた格好になった。

連邦最高裁の MRT(Moore)判決を的確に読み込むのは難しい。連邦議会共和党その他保守派陣営は、MRT(Moore)訴訟は、進歩派議員たちによる所得税の補完税としてデザインされた富裕税導入の動きを、完全に封じ込めるためのチャンスととらえていた。裁判所に、未実現のゲインに対する課税は「直接税」にあたり違憲とする判

⁴⁰ See, Jason A. Kraynak, "Moore v. United States: Avoiding the Tough Questions," 111 Va. L. Rev. Online 14 (2025).

断を期待していた。ところが、連邦最高裁は、争点を法人擬制説か実在説かの古典的な議論にそらしてしまうなど、重要な争点には踏み込まなかつた。保守派陣営が期待していたようには旗色を鮮明にしなかつた⁴¹。

IV カリフォルニア州での富裕税導入の動向

アメリカでは、州レベルでは、現時点で唯一、カリフォルニア州（加州）において富裕税の導入を目指す動きが見られる。加州は、民主党ウォーク・リベラル（意識高い系進歩派/Woke liberal）が多く、超富裕層をターゲットとした富裕税導入法案を発案し世に問うているのである。

ブルーステート（民主党支持州）である加州は、州経済は全米最大である。2024 年時点の州総生産（GSP）は 4 兆 800 億ドル（612 兆円）である。加州を国家にたとえるなら、日本（約 600 兆円）より上位の経済大国となる。映画スターや IT リバタリアンをはじめとして多くのビリオネア（億万長者）が居住している。一方で、福祉に頼る、あるいは働いても生活が苦しい住民（the working poor）も多い。当然、加州でも、格差是正を求めてビリオネア（億万長者）への「公平」な税負担を求める増税ポピュリズム、とりわけ富裕税導入を求める声が大きくなっている。

1 頓挫した加州富裕税法案（AB259 法案）

カリフォルニア州（加州）富裕税法（Wealth Tax Act）案（AB 259 法案）の骨子は、次のとおりである⁴²。

【表 27】加州富裕税法案（AB 259 法案）の骨子

概要	
納税主体	純資産が 10 億ドル（約 1.5 兆円）以上のカリフォルニア州の居住者や一部の元居住者 * *加州で 1970 年代に結成されたロックバンド「イーグルス」の有名な歌詞をもじって「好きなときにチェックアウトはできるけれど、決して出て行くことはできない（“You can check out anytime you like, but you can never leave.”」仕組み：2025 年 1 月以降に州を離れた人にも課税する条項が含まれており、イ

⁴¹ Case Comment, “Sixteenth Amendment: Taxation- Conceptions of the Corporation-Moors v, United states,” 138 Harv. L. Rev. 395 (2024).

⁴² See, State of California, Franchise Tax Board, Bill Analysis, AB 259; Wealth Tax Act <https://www.ftb.ca.gov/tax-pros/law/legislation/2023-2024/AB259-011923.pdf>

	一グルスのタイトル曲をもじって「ホテルカリフォルニア/Hotel California」方式と揶揄される。
課税物件	株式、不動産、宝石、アートなど、有形・無形を問わずすべての個人資産が対象
課税最低限	純資産が 5,000 万ドル(約 75 億円)
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間の純資産が 5,000 万ドル(1 ドル 150 円換算で 75 億円)以上 10 億ドル(150 億円)未満:1% ・ 年間で純資産が 10 億ドル以上:1.5%

AB 259 法案は、2023 年 1 月 19 日に議会事務局に提出された。しかし、2024 年 2 月 1 日に、議会の委員会で否決され、成立にはいたらなかった。

時期大統領候補として注目されるギャビン・ニューサム (Gavin Newsom) 加州知事は、急進左派とは一線を画す現実路線の政策姿勢を強めている。AB 259 法案が出た段階で、「新富裕税は、カリフォルニア州では最初から成立の見込みがない (New Wealth Tax Dead on Arrival in California)」と発信していた⁴³。



(Public use)

2 加州憲法には連邦憲法のような制限規定はないのか

カリフォルニア州憲法(加州憲法)には、連邦憲法のように「direct tax(直接税)」を人口に比例して課さなければならないという明確な規定は存在しない。

すでにふれたように、連邦憲法では、1条 2 節 3 項 および 1 条 9 節 4 項において、連邦政府が課す「直接税」は各州の人口に比例して配分されなければならないと定められている。しかし、これは連邦レベルの課税に関する規定である。州議会の課税権限には適用されない。

加州憲法は、州に独自の課税権を保障しており、州は、州内の個人や法人に対し所得税や財産税などを課すことができる。このことから、「富裕税法 (Wealth Tax Act)」のような純資産に基づく課税が、州憲法上「人口比例でなければならない」という制約を受けることは基本的ないと考えられる。

⁴³ See, Patrick Gleason, “Gavin Newsom Declares New Wealth Tax Dead On Arrival In California,” Tax Forum (Feb. 17, 2023).

ただし、こうした新しい課税方式が連邦憲法の「直接税」規定に抵触するかどうかについては、法的な議論が続いている。連邦最高裁の判断が、州富裕課税に影響を与える可能性もあるため、今後の動向に注目する必要がある。

3 加州 2026 年ビリオネア税法(住民投票提案 25-0024 号)

加州の財政赤字や所得格差は拡大している。同州は、民主党ウォーク・リベラル派の牙城である。今後も富裕層への課税論議、富裕層をターゲットとした増税ポピュリズムは続く見込みである。

事実、AB 259 法案(暦年課税法案)の廃案後、すでに、2026 年に一度限りの 5%課税(時限課税案)の富裕税実現を目指す新たな住民投票提案(Initiative No. 25-0024)が発案されている⁴⁴。一般に「2026 年ビリオネア税法(2026 Billionaire Tax Act)」と呼ばれる。

市民団体「公平なカルフォルニアを目指して(Make It Fair California) やジョージ・M・ヤン(George M. Yin) 氏[カウフマン法律事務所(Kaufman Legal Group) 所属]などが、この住民投票を主導している。

この住民投票計画の日程は、次のとおりである。

【表 28】加州住民投票(イニシアチブ 25-0024 号)実施日程

日程		概要
①2025 年 10 月	<input checked="" type="checkbox"/>	住民代表が草案を添えて申請書を州務長官に提出
②2025 年 11 月	<input checked="" type="checkbox"/>	州司法長官が公式タイトルと要約を作成・公表 ⁴⁵
③2026 年 1 月	<input checked="" type="checkbox"/>	署名集め開始
④署名簿提出後	<input type="checkbox"/>	郡選挙管理人による署名の検認
⑤法定数の確認	<input type="checkbox"/>	郡選挙管理人による加州全体で法定数(90 万)超の署名あることの確認
⑥2026 年 11 月	<input type="checkbox"/>	住民投票

この住民投票提案では、2026 年 1 月 1 日現在カリフォルニアの居住者または一部の元居住者である個人住民で、純資産 10 億ドル(1ドル 150 円換算で 1,500 億円)以上の保有者を対象に、単年度限りで 5% の課税(時限課税)を行う。

⁴⁴ See, Topic, Biting the hand that feeds? California faces new proposed wealth tax (November 7, 2025). <https://www.insidesalt.com/2025/11/biting-the-hand-that-feeds-california-faces-new-proposed-wealth-tax/>

⁴⁵ <https://oag.ca.gov/system/files/initiatives/pdfs/25-0024A1%20%28Billionaire%20Tax%20%29.pdf>

【表 29】加州 2026 年ビリオネア税法の概要

- ・ **目的と背景**: 富裕層への課税強化を通じて、州の財源確保や経済的公平性の向上を目指す。
- ・ **対象者**: 2026 年 1 月 1 日時点でカリフォルニア州の居住者または一部の元居住者で、純資産が 10 億ドル(1ドル 150 円換算で、1,500 億円)を超える個人および特定信託。
- ・ **課税方式**: 純資産に対して一度限りの 5% の特別税を課す。純資産が 10 億ドル 11 億ドルの間にある場合は、段階的に税率が調整される仕組み。
- ・ **評価方法**: 資産評価には「帳簿価額 + 収益倍率」などの新しい計算方法が導入される予定で、企業持分や信託、慈善寄付金の扱いにも厳格なルールが設けられる見込み。



(Public use)

4 加州富裕課税の功罪

加州富裕課税案の専門家チーム報告書(UC バークレー校のエマニュエル・サエズ教授ら)によると、この法案によって数十億ドル規模の一時的な収税が見込まれているとの試算を示している。具体的な金額は資産評価の方法や対象者の数によって変動するが、最大で 200 億ドル以上の収税が期待できると分析する⁴⁶。

一方で、州外への富裕層の移住(キャピタルフライト)によって、将来的な所得収の減少が懸念されている。ギャビン・ニュースム知事は、この法案に強く反対して、「すでに資産やビジネスが州外に流出しこそはじめている」と警鐘を鳴らしている⁴⁷。

この発案が発表されてから、加州在住のピーター・ティール(Peter Thiel) やラリー・ペイジ(Larry Page)といった著名なビリオネアたちが、この税を回避するためにフロリダ州やテキサス州、デラウェア州などへ移住しこそはじめている。

この税により、シリコンバレーのイノベーション・エコシステムや長期的な収税基盤が損なわれる可能性があると指摘されている。

⁴⁶ See, Expert Report On The California 2026 Billionaire Tax: Revenue, Economic, and Constitutional Analysis (December 31, 2025).

⁴⁷ News, “Gavin Newsom comes out swinging against California billionaire tax,” the Guardian (Jan. 13, 2026).

この法案は、短期的には加州に大きな税収をもたらすかもしれない。しかし長期的には州経済や税収に逆風となるリスクもある。市場経済の仕組みを踏まえると、富裕層叩き一辺倒では、実利を重んじる政治を進めるのは難しいというのも否めない。

◎むすび～富裕税の罠

アメリカで論じられている新たな富裕税(純富裕税/net wealth tax)モデルは、個人や世帯、家族信託が保有する金融資産や有形資産などから負債を差し引いた純富裕(資産)に法定税率をかけて算定し、申告納付する租税である。共通する特徴は、課税ベースとなる資産の評価を、これまでの実現基準から発生基準にかえて、未実現キャピタルゲイン(含み益)にも課税できるようにしようというものである。

連邦最高裁の MRT(米国株主の国外留保所得へのみなし課税措置)合憲判断(2024 年)は、未実現キャピタルゲイン(含み益)を課税ベースとするビリオネア(億万長者)所得税(BIT)法は合憲かどうかを占ううえでは参考になる。もっとも、連邦最高裁の MRT 合憲判断が、今後のキャピタルゲイン課税論議にどのような影響を及ぼすのかは見定めるのは難しい。とはいものの、仮に連邦の BIT 法案が成立するとすれば、当然、その違憲性が司法で問われることになろう。その場合、連邦最高裁の MRT 合憲判断(2024 年)は先例として引用される可能性が高い。

発生基準の採用は、税制の「公正」には資する。しかし、資産の価額評価実務の面ではとてつもない困難さを伴う。まじめに議論し出すと、税務行政や納税協力の面で收拾のつかない大問題になる。しかも、一度ある選択をすると、それが誤っていても、将来的に他の選択肢に移るのが困難になるロックイン(lock-in)状態に陥ることが心配される。いずれにしろ、発生基準への転換が正夢になれば、「公平」目標の達成には近づくが、「簡素」、「効率」目標はとても遠い存在になってしまいかねない。

もっとも、超富裕層は大枚をはたいて税の専門職を雇い、税負担を軽くする、あるいはゼロにするのに慣れている。富裕税導入論議では、税革の「簡素」、「複雑」目標は余り気にする必要がない。むしろ「公平」目標を優先すべきではないか、との主張もわからないでもない。

今日、経済のグローバル化と国境を越えるサイバーエコノミーの拡大はかつてない速度で進んでいる。加えて、生成 AI やフィジカル AI の発展によって、人間の頭脳労働や肉体労働が代替される領域は確実に広がっている。こうした状況のもとで、一国が単独で富裕税を導入したり、富裕層への課税を強化したりすることには、さまざまな負の影響が心配される。

第一に、富裕層の投資意欲が低下し、結果として雇用の不安定化、貧困化を招く可能性がある。第二に、資産の移動が容易なデジタル資産や国際的な金融商品を保有する富裕層が、重税を回避するために資本/資産を国外へ移す「キャピタルフライ

ト」が加速するおそれがある。第三に、富裕層がより有利な税制を求めて国外へ移住する「タックスイミグレーション」も活発化しかねない。

いずれにしろ、一国で富裕層を国外に追いやるような租税政策を採用し、その国の財政や経済の活力を生活者だけで支えるのは現実的ではない。長期的には国力を弱めてしまうおそれがある。国家が持続的に繁栄するためには、市場経済の原理を踏まえたうえで、富裕層には応分の税負担を求めつつも、過度な税負担で国外流出を招かないバランスの取れた税制、租税政策が不可欠である。経済の活力を生み出せる環境を整えることも重要である。そのためには、税金が安く、投資や事業がしやすく、国際的にも魅力ある国づくりが求められる。生活者ファーストの租税政策は良としても、「金持ちや外国人は出ていけ！」というような排外主義につながる租税政策には、慎重でないといけない。

(いしむら こうじ)